

# 令和2年度 訪問看護ステーション連携促進・増強事業

## 委託仕様書

### 1 目的及び背景

切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供を目指すうえで、医療機関・介護施設等の関係機関と連携し、安定した質の高い訪問看護を提供できる訪問看護ステーションの存在は非常に重要となる。

しかしながら、一方でマネジメントに課題を抱え、他機関との連携構築に苦慮している訪問看護ステーションもあり、質の高い訪問看護が必ずしも提供できていない場合がある。

本事業によって、訪問看護ステーションの運営・経営管理に効果的なマニュアルを策定し、研修を実施することで、ステーションの運営経験の少ない管理者等を適切に支援し、マネジメント力を向上させることで、多職種・他機関との連携を促進させ、質の高い訪問看護を提供できる事業規模の訪問看護ステーションを増やすことを目的としている。

### 2 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日

### 3 委託内容の概要

#### (1) 運営マニュアルの策定

経験値の少ない管理者が関係機関と連携し、質の高い訪問看護を提供できるよう、運営マニュアルを策定する。

なお、マニュアルの作成にあたっては下記に留意すること。

#### ア 千葉市在宅医療・介護実態調査結果の参照

千葉市が実施した「令和元年度 千葉市在宅医療・介護実態調査」における「訪問看護ステーション」の項を参照し、千葉市内事業所の実態を踏まえたマニュアルを作成すること。

なお、調査結果の掲載ホームページ URL は下記のとおり。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/renkeicenter/jittaityousa.html>

#### イ 策定委員会の開催

千葉県訪問看護ステーション協会役員等、外部委員も含めた策定委員会を1回以上開催し、委員の意見を踏まえたマニュアルを作成すること。

なお、策定委員会の委員は千葉市と協議の上、5名以下で選定することとし、委員には策定委員会の開催1回当たり30,000円の報償費を支払うこと。

#### (2) 運営マニュアルの配布

完成後の運営マニュアルは市内訪問看護ステーション（令和2年3月末時点で75か所）に1部ずつ配布すること。

なお、市内訪問看護ステーションの事業所一覧は千葉市から受託者に提供することとする。

#### (3) 経験年数の少ない管理者向け集合研修

#### ア 研修内容

上記（1）で作成した運営マニュアルを用いて、訪問看護ステーションを運営する上での基本的な知識・ノウハウを学べる研修（集合研修）を実施する。

## イ 実施方法

研修は対象となる管理者が参加しやすいよう、参加者の利便性を考慮して開催時期やコマ数、開催日数を調整することとし、少なくとも1コースの研修会を2コマ実施すること。

なお、研修会場については市が指定する会場で開催することとし、会場使用料等はいかならないものとし、実施方法に関するその他の事項については、千葉市と協議の上決定する。

また、新型コロナウイルス感染症発生状況の関係等から集合研修の開催が困難な場合においては、映像配信による研修等、合理的と考えられる方法で研修を実施すること。

## 4 成果品及び納入場所

### (1) 成果品

ア 運営マニュアル

イ 集合研修実施結果報告書

### (2) 成果品の部数・形式等

「(1) ア 運営マニュアル」は下記の形式で納品すること。

ア 印刷物：製本し、150部作成すること。

イ 電子メディア：CD-R等にデータとして保存し、ウイルスチェック済みのものを2部作成すること。

### (3) 納品場所

千葉市在宅医療・介護連携支援センターに納品すること。

### (4) 納入期限

運営マニュアルについては集合研修開催まで、集合研修実施結果報告書については令和3年3月31日までとする。

## 5 業務実施計画書の作成及び成果品に係る協議について

受託者は、本業務に取り組むに当たり、業務実施計画書の作成及び成果品について千葉市と協議を行う。

なお、業務実施計画書については、事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じ千葉市と協議の上適宜修正を行うものとし、修正後の業務実施計画書は受託者と千葉市で共有すること。

## 6 留意事項

(1) 受託者は契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画書を作成し、市の承認を得ること。

(2) 作業の実施にあたっては、千葉市と十分に協議の上行うこと。

また、本委託目的に資する取り組みの独自提案があれば具体的に提示すること。

(3) 業務の遂行について、千葉市の求めにより、随時報告をすること。

(4) 本件業務の成果物の著作権は、全て千葉市に属するものとする。また、第三者への成果物の提供や内容の転載には、千葉市の承諾を必要とする。

(5) 受託者は、コンプライアンス（法令順守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取り組みを徹底すること。また、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。特に、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(6) その他、個別事項において、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、千葉市（在宅医療・介護連携支援センター）と協議の上決定する。